

鳥取県職員人材開発センター運営審議会委員公募実施要項

1 目的

鳥取県職員人材開発センター（以下「センター」という。）が実施する県及び市町村等職員研修の円滑な運営に関する事項について、広く県民の意見を伺うため、鳥取県職員人材開発センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員（以下「公募委員」という。）を募集します。

2 募集内容

公募委員の募集については、次のとおりとします。

（1）審議会の概要

- ア 名称：鳥取県職員人材開発センター運営審議会
- イ 設置目的：鳥取県職員人材開発センターの円滑な運営を図る。
- ウ 委員構成：委員10名
- エ 審議事項：センターの運営に関する事項について審議する。
- オ 開催回数：年2回程度

（2）公募委員の役割等

公募委員は審議会に出席し、その他の委員とともにセンターの運営に関する事項について意見を述べていただきます。

ア 任期：任命日から令和9年10月1日まで

イ その他

- （ア）県の規定に基づき報酬及び会議出席のための旅費（実費）を支給する。
- （イ）委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。
- （ウ）委員は、氏名等を公表する場合がある。

（3）募集人数

1名

（4）応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ア 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- イ 鳥取県内在住の満18歳以上の方
- ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
- エ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員、市町村職員及び県職員でない方
- オ 年2回程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できる方
- カ 県及び市町村等職員の研修に関心があり、人材育成に係る知見又は経験を有し、研修運営について意見を述べていただける方

(5) 応募方法

別紙の応募様式に必要事項（応募者の住所、氏名、生年月日、性別、職業、連絡先、応募理由等）を記載し、次の募集期間内に郵送、電子メール、ファクシミリ又は持参のいずれかの方法により、提出してください。

(6) 募集期間

令和7年8月20日（水）から9月2日（火）午後5時まで（必着）

(7) 応募書類の取扱い

ア 応募に際して提出された書類は公募委員の選定のみで使用し、それ以外の目的では使用しない。

イ 提出された書類は返却しない。

3 公募委員の選考

公募委員の選考に当たっては、次のとおりとします。

(1) 選考方法

公募委員は、提出書類を審査し決定します。

(2) 補充委員等の選考

選考した者から辞退があった場合に備え、応募者の中から補充委員を若干名選考する場合があります。

(3) 応募がない場合等の取扱い

再募集は行いません。

(4) 決定後の手続等

審査結果については、応募者全員に通知します。

4 応募先・問合せ先

鳥取県職員人材開発センター

〒680-0024 鳥取市玄好町209番地

電話：0857-23-3291

ファクシミリ：0857-23-3292

電子メール：jinkai-center@pref.tottori.lg.jp